



史料紹介：「アルジェリア特別予算創設法」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 吉井, 明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00004381

史料紹介：「アルジェリア特別予算創設法」

吉 井 明

1. 紹介意図——第三共和政前期植民地政策におけるアルジェリア特別予算の位置——

小稿で紹介を試みるのは、1900年12月19日に発布された「アルジェリア特別予算創設法 loi portant création d'un budget spécial pour l'Algerie」である⁽¹⁾。以下、紹介意図について述べておく。

a. 第一次大戦前にいたる植民地政策の変容

近代フランス国家の海外支配領域は、第一次大戦前の第三共和政の時期に飛躍的に拡大したが、その植民地経営には多くの問題が存していると考えられていた。特に1890年代から第一次大戦にかけての世界再分割競争の中で、その経営改善が急務であることは明白なものとなり、諸策が論議され、そのいくつかは実現した。右が「帝国」の充実にとってどれだけ益があったかについては、その後も植民地主義者から疑問が呈され続けたのであるが、いまここでの関心は政策の内容それ自体にある。

右の政策のうちよく知られているのは「帝国」の貿易システムに関わる同化関税 douanier assimilé であろう⁽²⁾。それは、1. 植民地と諸外国の間の貿易について、原則として本国と同じ関税を適用する。2. 当該植民地と本国との間の貿易について、域内貿易とする（ただし砂糖やカカオ等の植民地産品の一部については本国側が課税を行う）、3. 右はいずれも本国への市場統合を前提とするため、植民地「主体」側は独自に関税設定をする権限を有しない、というものであった。右は1884年のアルジェリア、1887年のインドシナを経て、1892年関税法（メリーヌ関税）によって多くの植民地へ拡張され、体制的に確立をみた。

ところで上は、自律関税から同化関税への政策的転換⁽³⁾として一般的に理解されるが、個々の植民地の事情に立ち入って見るならば、その「同化」に至る道筋は一様ではなかったことにも留意する必要がある。特にアルジェリアと旧植民地（マルチニク、グアドループ、レユニオン）の間には隔りがある。以下、外国との関係と本国との関係それぞれに即して、簡単に言及する。まず、1892年以前に適用されていた旧植民地の関税制度は1866年7月の元老院決議 Sénatus-Consulte (S.-C.) 等によるものである。それまでの植民地独占体制 pacte colonial が放棄され、対外貿易の解禁と本国＝植民地間貿易の自由化がなされた。その施策を通じて、対外国関税については、本国のコントロール下（皇帝による最終的裁可の必要）とはいえ植民地議会 Conseil général の審議・変更権限が承認された。一方、対本国関税についての変更能力は持たなかったものの、海港税 octroi de mer についての税設定権能を得た。一方、1884年以前にアルジェリアに適用されていたのは、同様に貿易自由化を定めた1867年関税法である。その対外国関税は本国のそれに較べ低率なもので、対本国関税も海港税を除いて自由化されたが、いずれにせよ、アルジェリア側には植民地議会のような審議・変更「主体」が存在していなかった。したがってアルジェリアが「自律」的関税体制を有していたという場合、本国とは異なる独自の対外国関税体系を持っていたといった意味合いが強い。以上、旧植民地の場合は、対外国関税について、一定の主体性を発揮する余地をもった（もちろんそれは従属を前提とし

た「自律」である)。アルジェリアの場合、政治的にも市場的にも本国に統合されており、それを前提として、結果的に本国とは異なる対外国関税を有したのである。そして関税同化体制に至って、いくつかの植民地が有していた幾ばくかの対外経済「主権」(対外国・対本国)を剝奪し、植民地毎にばらついてきた対外国関税を本国のそれに収斂させ、それを通じて帝国関税ブロックが形成されたということが出来る(アフリカを中心に幾つかの非「同化」植民地は残るのだが、それはまた別の話となる)⁽⁴⁾。

以上関税政策領域においては、世紀交代期に至って、植民地毎にばらついてきた本国側の政策対応を一定の方向に収束させていこうとするような制度的思考が力をもってくる。ところで、このような植民地に対する政策対応の平準化現象は、本国と植民地の財政関係一般においても見ることが出来るように思える。小稿でとりあげるアルジェリア特別予算創設法はその象徴的な例である。関税と同様、財政政策領域においても、アルジェリアと諸他の植民地の間にはかなりの政策的相違があった。しかし、時系列の上では、小論で紹介する特別予算制度の導入によってその溝は一定程度埋まり、本国＝植民地財政関係の一般的な方向づけがなされたのである。したがって同制度は、第三共和政「帝国」財政の再編ないしは確立を考える上で重要な検討対象であるが、その具体的内容が必ずしもつまびらかではないため、以下、同制度の紹介を試みることにしたい。

以下では、本国＝植民地財政関係の一般的な特徴、その中でのアルジェリア予算の位置について述べた後、特別予算法を紹介することにする。ただし、それに先立ち、先述の関税政策の例に限らず、この時期の植民地経営をめぐって対立的に使用されていた「同化」・「自律」という用語に関して、簡単なながら解釈を加えておきたい。本国＝植民地財政についていえば、その政策対応の方向づけは、関税(「同化」とは逆に財政「自律」という言葉においてシンボライズされていく。政策領域が異なるとは言え、相反する言葉を用いた政策が同時存在するという構図の中身を、一瞥しておく必要があるのだ。

b. 「従属」、「同化」、「自律」

この時期の植民地(法)学の第一人者アルチュール・ジロール Arthur Girault は、本国と植民地の関係を、「同化」・「自律」に、「従属 *assujettissement*」という言葉を加えて、説明を試みている⁽⁵⁾。「従属」とは、本国と植民地のあいだの法制・経済体制の相違を前提とし、本国とは異なる体制・政策の押しつけがなされるものである(オランダ植民地型)。「同化」は、本国と同等の法制・経済体制(したがって本国住民の対国家権利・義務関係)を植民地に対して適用するものである。「自律」は、植民地「主体」(植民者主体)による独自の法・経済体制の形成を許すものである(フランス側から見れば、特にイギリス風の植民地統治方法ということになる)⁽⁶⁾。さて、以上を前提とした場合、植民地統治をめぐって論争の表舞台で当時問題にされていた「同化」と「自律」の二項対立は、スコラ的なものであると論断される。ジロールは、その対立に代わって「従属」と「自律」を両極に置き、その中間に「同化」を配する。彼によれば「同化は、従属から自律までの間のすべての程度・水準を占有している」。そして、「同化」が「従属」の側に振られる場合、トクヴィルが言うように絶対王政のように中央による地方団体統制の強化・自由剝奪へと向かい、「自律」の極へ近づけば植民地は植民地たりえなくなる、というのである。この視角においては、共和政的フランスへの植民地「同化」は暗黙の前提となる。その上で、植民地の「自律」的自由が容認され、他方「従属」は植民地の「自由」を抑圧するものとして否定される。したがって彼の立場からすれば、両極に片寄らないでどのように「穏当な同化 *assimilation modérée*」を実現するかが重要となる。以上が、「自律」と「同化」の意味関係を「従属」という言葉を加えることによって変化させ、二項対立を調停しようとするジロールの弁証である。

右がこの時期以降の植民地政策全般にどの程度直接の影響を与えたものであるか、その具体相を究明する

準備は整っていない。ただし、特別予算の創設にあたっては、その考えと親和性をもつ論調が力をもつことは確かである。例えば、アルジェリアの極限的な自律をすすめようとする立場は「分離主義」*séparatisme*として退けられる。それとは区別される穏当な立場として「自律」が称揚される。その枠内で予算運営をアルジェリア側が「主体」的に決すること、それを通じて本国財政を整理・圧縮することが意図される。そこでは、アルジェリア植民地「主体」による植民地予算の決定権限を一定承認しつつも、それは本国からの「分離」を示すものではないことが強調された。特別予算についての一報告は次のように言う⁽⁷⁾。「我々は、分離主義的な政治的反対とは一線を画して来た。しかし、そのような想定を極端にすすめたとしても、予算委員会も報告者も、そのような分離がアルジェリア特別予算に関して惹起されるとは考えていない。特別予算は、アルジェリアの自律性を（右の意味で）組織するものではないし、それは公権力の主導権と支配の権限を弱める者ではないからである。/アルジェリア総督は諸大臣に従属する一官吏のままである。決して、行政の人事とヒエラルキーに修正が加えられるわけではない。その行政は現行の省庁の規則と権威に伏しているままである」。あるいは巧妙にも、本国内のブルターニュやオクシタンに言及しながら、次のように言う。「ブルターニュ人や南仏人 *Meridionaux* と同じく、アルジェリア人はそれ自体は間違いではない愛郷心 *patriotisme local* を持っており、またそれ自体価値のある地域的利害をもっている。そのような正当な利害を尊重する（すなわち「自律」を認める）ことは、誤解と衝突を回避するのに最善の方法である。分離主義的傾向を発展させることは、植民地人の自由を拒否することであり、その自由を認めないことである。アメリカ大陸のイギリスとスペインの植民地の歴史は、そのことを明確に示している。」

以上のような論理は、やや大胆に言えば、絶対主義的中央集権制の否定と第三共和政的国家統合（＝中間団体 *corporation* の復権的承認を前提とした集権的国家支配）の肯定、と言ったような当該期の対内支配＝自由観念を、その対外支配領域に投影・拡張適用したものである。すくなくとも、非国家的公的団体の統合、その下での分権主義的「自由」の供与という文脈において、自律は同化の一分子として、とりあえずは整合的に理解されることになる。以上の含意において、アルジェリア特別予算制度の創設は植民地全般の財政「自律」化を象徴する一つとなっていく。

C. 財政自律化とアルジェリア特別予算

さて、世紀交代期の植民地と本国の財政関係をめぐる一般的状況は、次のようである。まず、世紀末大不況のもとで国家財政は構造的危機を迎える⁽⁸⁾。他方、本国の植民地統治経費は、不況下とは言え植民地業務・領域の拡大によって1870年代と比較して水準の高位化が見られた⁽⁹⁾。その中で、植民地に対する一方的支出（植民地から得られる国家収入と対植民地支出のアンバランス、人口一人あたりの国家経費支出が本国人と比較して高いということ）も問題とされ、統治負担に対して批判が高まる。そこで本国は、国家予算の均衡を維持するため、植民地統治負担を軽減することを強く意識するようになり、現地側での財政負担の明確化と合理化によって、可能な限り本国負担をなくす方針をうちだしていく。以下、その過程を簡述する。

まず、世紀交代期までの旧植民地等の本国＝植民地の財政負担関係は、1866年7月4日 S.-C.ならびに第三共和政初期にかけて出された各種デクレ等によって植民地毎に定められていた⁽¹⁰⁾。それらは、「統治的経費 *dépenses de souveraineté*」と「軍事経費 *dépenses militaires*」を本国が負担し、また植民地からの本国予算への拠出金 *contingent* を定めるものであった。このような方針は、第二共和政などで見られた植民地の本国同化傾向（本国予算による植民地経営予算の包摂）とは異なり、植民地の財政「自律」をめざしたものであった⁽¹¹⁾。とはいってもこれは「自律」化への第一歩であって、先に述べた財政緊縮下において、本国予算と植民地経営予算の関係は本国に有利な方向で再編成されていくのである。それは、1898年のインドシナ予算改革を皮切りに、幾つかの法律・デクレによって実現していくが、その特徴を典型的に表したのが1900

年4月13日の「1900年度国家一般予算法」第33条の本国＝植民地財政関係条項である。以下短いものなので全文引用しよう¹²⁾。

「植民地の財政体制は、1901年1月1日以降、下記の諸規定に則して修正される。

1. すべての民政経費と憲兵隊経費については、原則的にいって、(植民地側の)植民地経営予算 budgets des colonies によって賄われる。／補助金が、国家予算によって、植民地に対して与えられうる。／植民地の対本国拠出金 contingents は植民地に対してなされた軍事経費(支出)の額まで、各植民地に課せられうる。

2. 植民地議会によって準備される植民地経営予算における経費は、義務的経費 dépenses obligatoires と任意的経費 dépenses facultatives にわかたれる。

オセアニア、アフリカ大陸、アジアの植民地においては、義務的経費は、以下のもののみに関係づけられる。／1. 支払期限の来た借金、2. 植民地官房 secrétariats généraux の人員の最低限の給与。その最低限はデクレによって定められる。デクレによって任命される行政官の給与。／3. 憲兵隊・警察費用と司法費用／4. 植民地総督の特別交際費、庁舎の借用費・家具調度費・維持費、官房費、その他、法的諸規定によって課せられる費用。

しかし、上記植民地において、経費の発議権は総督に留保される。

アメリカの植民地とレユニオンにおいては、義務的経費の項目とその最高額は、コンセイユ・デタのデクレによって、それぞれの植民地毎に定められる。

必要な時は、経費の最大限は、植民地大臣によって定められる。

任意的経費に関しては現行の諸規則は変更されない。

3. 植民地議会は、1892年1月11日の諸規定にある関税を除いて、税 contributions et taxes の課税標準、税率、徴税方法について審議する。

その審議は、コンセイユ・デタのデクレによる認可によってのみ、効力をもつ。

コンセイユ・デタが植民地議会の要求した税率ないしは税について認可することを拒否した場合、再度審議に付される。

コンセイユ・デタの認可があるまでは、それは古い基準で徴税される。」(「」中の／記号は原文では改段落になっている部分。また () は引用者による補足。以下同じ)。

以上、1. 旧来の本国側の民政的「統治的経費」にかえて本国の地方団体で用いられている義務的、任意的経費概念を¹³⁾導入・明記化し、それを植民地側の負担とすること、2. したがって、本国の植民地大臣、コンセイユ・デタによる対植民地コントロールを前提としながらも、植民地民政経費についての植民地主体の責任をそれまで以上に明確化し、その文脈において予算策定権限を一定認めること、3. なおその際、同化済みの関税政策領域についての審議権は持たないこと、4. 更に、本国の軍事経費に対応する植民地からの拠出金(返却)を規定し、最後に残った本国経費についても更なる予算圧縮の可能性を与えること、5.

(財政不如意の植民地に対しては)本国側が補助金を与えること。なお、右は、それぞれアルジェリア特別予算とは相違する側面をもっている。特に4. と5. は特別予算には存在しない制度である。この相違点については小論末尾にてコメントすることにして、今ここでは、1. から3. に現れた共通の側面に注目しておく。右の法律は植民地議会の存在する植民地(セネガル、東インド、ニューカレドニア、レユニオン、マルチ尼克、グアドループ、ギアナ)の植民地統治を目的としたものであって、それ以外の植民地についても、同法律に相前後してデクレやコンセイユ・デタの勧告 avis によって、類似の統制がはかられたのである。さて、このような財政「自律」化が、とりあえずは第二帝政からの対植民地財政統治の延長線的再編にある

とすれば、本国＝アルジェリア財政関係のあり方は¹⁴、異なる歴史をもった。次にその点を見る。

特別予算制度以前のアルジェリアには植民地経営予算は存在しなかった（植民地内部の地方統治にかかわる予算 budget de provance のみが存在する）。植民地経営予算に対応する歳出入は、本国の国家一般歳出入予算の中に丸抱えされたままであり、他の植民地に比定すれば第二帝政以前の財政同化の極みにあった。第二に、この財政同化は次の点において特異であった。1881年8月のアルジェリア統治に関する各種デクレは、第二帝政崩壊以降内務省に直属していたアルジェリア業務を分節化し、それぞれの部分を関連省庁の管轄下においた。それに伴って、当該関連予算も当該省庁に分散のうえ併合された。いわゆる併合予算 budget de rattachement と呼ばれるものである。ともあれ、アルジェリアに対する財政的統治は、本国中央行政の各省業務であるかのように行われることとなったのである。その内実は、次のようなものである。

「経費項目のあるものは、パリで管理・集中されており、一方で内務省費のようにアルジェリア総督 gouverneur général が仲介者となっているものがある。その結果、経費項目は、その業務の性質にふさわしい管轄省庁に整然として統合されなくなる。ある経費は、内務省予算、いわばアルジェリア総督政府予算に設置される。その内務省予算項目には以下のようなものが存在している：司法、宗教、文部、商業、農業、公共事業、海軍。また別の経費は、司法省予算、宗教省予算、文部省予算、商業省予算、公共事業省予算、大蔵省予算に書き込まれる。」

しかしながらこのような財政的同化政策は、大不況に起因する国家予算緊縮政策の中で早々に限界に達する。財政均衡を至上命令とする国家財政運用においては、アルジェリア経営のための経費供出は抑制され、アルジェリア開発は停滞する。また併合予算システムは行政の合理化を阻害していることが明らかになってくる。しかしながら、今や、大不況の教訓からしても、国家予算主導型のアルジェリア開発はあり得ない。

「アルジェリアに不可欠の鉄道、道路、港湾建設に対して、その前貸しを継続することをフランスが望まなくなっている以上、自ら環境整備を行う可能性をフランスはアルジェリアに与えるべきである。」「最初のアルジェリア整備は、本国の費用によって供された。それは非常に負担がかかるかたちで、特に鉄道についてなされた。現在、その残りの作業を行うのはアルジェリアである。しかしながら、それを遂行する手段をアルジェリアに与えなければならない。それは特別予算の設置以外にはない。」

これが、1890年代特にその後半以降、フランス議会において共有された考えであった。要するに、大不況を経て、国家は従来のアルジェリア財政同化主義を放棄する。他の植民地にあるような植民地経営予算を創出し、その予算に対して植民者主体が「責任」を果たすことを要求するのである。特別予算創設法を一読して了解出来るように、アルジェリアは、植民地議会に類する組織によって、アルジェリアで得られる歳入をフランス政府専売収入と軍事税を除いて全額確保し、それに基づいて民政費歳出を構想する。また財源調達にあたっては、法人格を与えられ、関税を除く税収入の創設・修正、公債発行が可能となる。かくしてアルジェリア特別予算創設法は、先述の1900年度予算法植民地予算規定の流れに呼応するかのようになり成立して行くのである。

D. 小括

ここで訳出紹介しようとするのは、財政同化植民地アルジェリアが、帝国植民地財政制度の「自律」的形態へと衣替えした法律条文である。それは、1. 最大植民地にして、フランス国家予算の中で特異な位置を保ち続けたアルジェリアの財政制度的変容を具体的に示すものとして、2. 財政「自律」化というこの時期の植民地帝国の一般的方向を示すものとして¹⁵、3. 更にその「自律」化が、実際は、本国の行政・立法機関の厳格な統制・監督のもとにある巧妙な植民地統治の新しい段階を示しているものとして¹⁶、興味深い素材であると考えられる。

II. アルジェリア特別予算創設に至る経緯

特別予算創設法は全15条と3つの付属表からなっている¹⁷⁾。以下、付属表を除き条文の全訳を試みるが、その前に同条文に出てくる用語についての事実関係を補足しておくために、更に、同法成立にいたるまでの、経緯を簡単に記しておきたい。

まず、議会において、アルジェリア開発の停滞が積極的に表明され始めるのは、特に1890年代初頭のことであって、1892年度国家一般予算案のために提出されたビュルドー Burdeau のアルジェリア予算報告¹⁸⁾がその嚆矢をなすとされる。その後歴代の予算報告者によってしばしばアルジェリア財政制度の問題性が指摘されることになる。また更にアルジェリアの状況について立ち入った検討をなしたのが、1892年以降上院に設置されたアルジェリア調査委員会の報告である。同委員会は、上院議員に転じたジュール・フェリー晩年の最大の仕事であって、彼のイニシアティブのもとで、行政組織、財政、法制、教育、原住民政策等、1896年までに計9本の報告書が提出されている。このようにアルジェリア統治の再編問題は90年代の議会において公然と語られることになる。特別予算創設法に繋がる動きが実際のなものとなってくるのは、1898年のことである。この年、フランス植民者、非植民者、「原住民」からなる財政代表者会議の創設と最高諮問会議の再編成が行われ、アルジェリア側の財政主体が整備される。この頃になると、既に他の植民地の財政・予算改革も具体的に着手されており（例えばインドシナ予算の改革とドゥメール財政の開始¹⁹⁾、その他植民地の義務的経費条項にかかわるデクレの発布）、アルジェリアの予算制度改革（併合予算の撤廃とアルジェリア植民地経営予算の設置）も具体的な日程にのぼってくる。この間の事情については、特別予算創設法に関する下院予算委員会報告に簡潔に纏められているので、以下、当該部分を引用しよう。

「何度にもわたって、アルジェリア年度予算報告者、特にビュルドーとジョナルから質問が投げかけられた。ジョナルは、アルジェリア問題について語った報告者のなかでもより良い多くの情報をもった人物であったが、彼は、1893年以降、植民地議会よって審議される特別予算の創設を推賞した。

1898年8月23日に、アルジェリアの財政代表者会議の創設と最高諮問会の再組織化を定めたデクレによって予算改革の発端が与えられ、そのデクレに署名したブリッソンは、植民地経営予算 budget de colonie に類似した自律予算 budget autonome あるいは特別予算を設置する意図を持っていることを強調した。その予算の財源には、アルジェリアのフランス France algerienne に対する自由処分権を本国が放棄することによって生じる財源を充てる。ブリッソンはまた、アルジェリアに法人格と財政的人格 personnalité civile et financière を与える可能性を示した。そのプログラムは第二帝政期の元老院のそれ（1869年になされた未遂の提案）をほぼ再現するものだった。しかしそこでは、アルジェリア予算を、(国家の) 統治予算と (アルジェリア側の) 特別予算の二つの予算に分割するとしており、その部分はほとんど現実的ではないとアルジェリア人たちは強調した。(また) ブリッソンとラアフェリエルの案は、歳入についての特別予算を設置するものではなかった。国家は、アルジェリアにおいて得ているすべての収入の半分と、それに加えて最初の10年間の間に得られる余剰を (特別予算歳出のために) 放棄するというものであった。しかしながら、そのような国家からの補助金 subvention は、毎年問題になりがちなものである。また、それに加えて、アルジェリアは新しい税 taxe によって特別の財源を創出することは出来ず、結果自らの環境装備 outillage を整えるために必要な、公債発行のための保証金を持っていないものであった。

かくて、1898年の法案は、アルジェリアの財政代表者会議からの批判に抗することなかった。政府は、アルジェリア選出議員の同意を得ながら、完全な自律予算 budget integral autonome の考えを認めることになった。それが、現在我々が付託されている法案である。」

かくして、特別予算創設法案は、ワルデック・ルソー首相、カイヨー大蔵大臣の署名によって、1900年度

国家一般予算法の通過直後の5月に下院に提出され、予算委員会その他から幾つかの修正をうけた後、同年11月に討論なしで可決、上院においても同様に無討論で12月に可決され、同月19日に発布されるのである。

III. アルジェリア特別予算創設法

〈第1条〉

アルジェリアは、法人格 *personne civile* を与えられる。アルジェリアは、財産を保有し、植民地に関連する各種機関を設置し、鉄道あるいは他の公共事業を許可し、負債を担うことが出来る。

総督はアルジェリアの民政方面を代表する。彼は、財政代表者会議および最高諮問会議の審議を得て、法律によってのみ、負債を担い、鉄道あるいは他の公共事業を許可することが出来る。

20キロメートルに満たない運河と鉄道支線、国道の欠損・補修、橋やその他重要性の低い公共事業が施工される必要がある時、公行政規則の形をとったデクレによって審議は承認され、その公共事業は認可される。

〈第2条〉

アルジェリア最高諮問会議と財政代表者会議の組織と役割については、法律によって定められるであろう。現在のところは、その制度は1898年8月23日のデクレによって暫定的に規則づけられる。

〈第3条〉

1901年度以降、アルジェリア予算は国家予算に含まれることをやめ、現法律の諸規定によって、設置され、採決され、規則づけられる。

〈第4条〉

アルジェリア予算には次の歳入を含む。1. 総ての性質の税金 *impôt*, 料金, 共進資金 *fonds de concours* および、国庫によって何らかの名目がかつて受領されたその他の収入。アルジェリアにおいて販売された国家専売品に帰属する収入と軍事税 *taxe militaire* は除く。2. 本法律第八条によってつくられた歳入。

歳出は次のものを含む。1. 民政経費全体, 2. 憲兵隊経費全体, 3. 1901年1月1日以降の勤務年月に比例し、公行政規則による条件に合致して1901年1月1日以降清算される官吏と植民地官 *agents coloniaux* の年金。

しかし、本法律6条と13条の規定を留保として、1901年1月1日以前に開業された鉄道利子保証は、国家の負担である。

その利子保証は、国家予算の次の項目《アルジェリアに対するアルジェリアの鉄道会社利子保証のための補助金》に記載される。

〈第5条〉

植民地経営予算に記載される経費は、義務的経費 *dépenses obligatoires* と任意的経費 *dépenses facultatives* にわかたれる。

義務的経費は、1. 支払期限の来た借金の返済, 2. 現在国家負担にかかる一般的行政費用と民政業務にかかわる費用。それは本法律の付属表Aに記載する。3. 植民地業務のための官吏の給与。それは本法律の付属表Bに記載する。4. 憲兵隊費用, 5. イスラムおよび原住民のための業務。それは本法律の付属表C

に記載する。

すくなくとも財政代表者会議と最高諮問会議が、恒久的な要求 *besoin permanent* のために前年度の予算執行をしのぐような予算項目を認めることがない限りは、支払期限の来た借金を除いて、予算は本法律の表に記載された項毎の額を超えてはならない。予算項毎の額を超過しないというのは、義務的経費の予算項毎の最高額が前年度執行額だということである。経費の総額は、毎年、予算案 *projet de budget* によって決められる。アルジェリアの合議体 *assemblées* が義務的経費にかかる資金を認めなかったり、あるいは不十分な額しか認めなかった場合は、必要な費用は、コンセイユ・デタに届けられる内務大臣の報告に基づいて、大統領のデクレによって予算に事務的に記入される。それは、義務的経費の支払いを保証するための歳入 *voies et moyens* についても同様である。

〈第6条〉

予算案は、内務大臣の統制 *contrôle* のもと、総督が設定する。

〈第7条〉

予算案は、財政代表者会議の互選選挙で選ばれた12名からなる財政委員会——それは4名の植民者、4名の非植民者、3名の原住民からなるが——の報告に基づき、総会で審議され採決される。

もし、その構成員の手によって修正案が財政委員会に提出された場合、案件者の所属する財政代表者会議の一部会が、あらかじめその修正案を可決をしていないならば、総会において修正は行われぬ。

人件費にかかわる提案の発議権は総督に留保される。給与・手当・年金の引き上げ、業務の創設・増員・年金の創設、また現行の諸法によって与えられている限界を越えた増額については、財政代表者はこれを提案することは出来ない。

〈第8条〉

総会で可決された予算案は、植民地政府の最高諮問会議に送られる。そこで、選挙リストによる選挙で選ばれた9人のメンバーからなる財政委員会が作成する報告に基づいて審議する。最高諮問会議は、新設経費の発議、また財政代表者会議によって採決された予算経費の増額もすることは出来ない。

〈第9条〉

予算案は、毎年、財政代表者会議と最高諮問会議によって、年の前半6カ月の間になされる通常審議期間の中で、審議される。

会期はそれぞれ1カ月を越えてはならない。

しかし会期の延長は総督によって合意されうる。

〈第10条〉

現行の法律の諸規定によるところの関税に対する留保、また税 *impôt* の創設・廃止、課税標準、徴税率あるいは方法の修正は、財政代表者会議の構成員あるいは総督の提案と財政委員会の報告に基づいて財政代表者会議総会によって審議される。

最高諮問会議は、財政代表者会議の決定を採用しないしは拒否することしか出来ない。採用した場合は、その決定は、コンセイユ・デタのデクレによる認可によってのみ、効力をもつ。

特別予算に適用される、税、収入 *produits et revenus* は、本国の財政法によって承認される。

〈第11条〉

予算は、内務大臣報告に基づき、大統領のデクレによって決定される。

〈第12条〉

予算年度に入っても、予算が採決・認可されていない時は、暫定的に前年度予算が適用される。

〈第13条〉

アルジェリアの自由基金 fonds libres は、県の自由基金と同じ名目で国庫の普通勘定に義務的に振り込まれる。

執行年度末の歳入余剰は、留保基金 fond de réserve の創設のために充てる。留保基金から徴収されるのは支払期限の来た借金あるいは、本国によって行われた前貸し金の償還のためのみである。すべての徴収は、予算に記載される経費と同様の形態で許可される。

しかしながら、災害による緊急事態が起きた時には、内務大臣は総督の提案を受け、大蔵大臣の勧告によって、暫定的に、その留保基金から例外的徴収を許可することが出来る。

留保基金が500万フランを越えた場合、執行年度末の歳入余剰は、本法律第四条で示した鉄道利子保証の年負担の軽減のために、その余剰の三分の一まで、国家に帰される。

その残りは、予算に記載される経費と同様の形態で、許可済みの一般利害にかかわる公共事業に充てられる。

1926年1月1日からは、鉄道会社に対する、その路線の利子保証に関する前貸しは、植民者の負担になる。

鉄道認可に関わる協定によって、鉄道会社によってなされる前貸し返済は、国家とアルジェリアの前貸しした割合に応じて、その返済に充てられる。

〈第14条〉

それぞれの執行予算年度の行政会計 compte administratif は、常に財政代表者会議と最高諮問会議に提出され、両会議は声明によって裁定を下す。

アルジェリアの会計は、暫定的に財政代表者会議と最高諮問会議によって決算 arrêté され、デクレによって最終決算 règle される。

アルジェの大蔵省出納官 trésorier-payeur d'Alger の会計は、植民地の会計としての権能をもち、行政会計と同様に財政代表者会議と最高諮問会議に属する。

〈第15条〉

アルジェリアに派遣される財政審議官 inspecteur général は、内務大臣と大蔵大臣に対して、予算の状況と植民地財政業務の働きについての全般的な報告書を毎4分の1半期末に提出する。

財政審議官は、民政、軍政、大蔵の行政機関に対して、そのために必要な情報の提供を要求し、また調査を実施することが出来る。

(以上)

IV. 補足——「帝国」財政の中での特別予算制度の特殊な位置

以下補足として、先のIIで保留した、特別予算制度と諸他の植民地の予算制度の相違について一言する。アルジェリアは、諸他の植民地との政治的、経済的相違を多く有しており、その特異性はこの時期においても顕著である。小論では、それにもかかわらず本国の対植民地財政関係の平準化傾向が、世紀交代期に存在したことを確認しようとし、特別予算創設法を紹介したのであった。したがって「財政自律」の中身において、アルジェリアと他の植民地の間には大きな相違点があることを指摘しておく必要がある。さて、アルジェリア特別予算の特異性は、概ね、次の点に纏められる。第一に、「法人格」の付与についてである。これを行政史的観点から解釈し直すことは筆者の手に余るが、すくなくともこの言葉遣いは、当時の本国の県組織法との類比において用いられていたことを指摘しうる。そして当該財政の最終的管轄者が諸他の植民地（植民地大臣）と異なり、法律の各条が示すように内務大臣であったことも考えれば、まさにアルジェリアは本国内統治システムへの「同化」が最も徹底した「植民地」だったという通説を、財政史的観点からも再確認することができる。第二に、右に対応して対本国財政関係は、他の植民地のそれと異なった側面をもつ。最も顕著なのは、(1)本国への予算資金移転は専売収入・軍事税を除いて存在せず、いわゆる諸他の植民地における対本国拠出金支払規定がない。(2)本国からの補助金は特別予算制度設置前の鉄道等利子払いを除いて存在しないという点である。まず本国への拠出金は、IIでも関説したように植民地に対する本国の軍事費用を植民地側が負担する制度である。これに対してアルジェリアの軍事費用は本国が完全に負担することになっており、それへ反対給付としての拠出金は存在しない。アルジェリア駐留の第14師団は、単なる植民地防衛軍ではなく、本国における地方駐留軍と同等に国家防衛のために動員されるという位置づけにある。有事の際には、同師団は例えば「アルザスのために動員」されることが想定されているのであって、その意味でアルジェリアは軍事的にも「内国」である。このような軍事編成が予算制度的側面に投影されていたのである。次に、本国からの補助金が存在しない点も、諸他の植民地における本国の保護的観点とは異なり、本国「県」的なスタンスにおいてアルジェリアが捉えられていたことを示している。以上のような財政制度的異同を含みながら、財政「自律」という表象をまとった方向性において、この時期の第三共和政植民地帝国は再編成されていくことになる。

注

- (1) *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du conseil d'Etat (C. L.)*, 1900, pp. 583-589.
- (2) Girault, A., *Principes de colonisation et de législation coloniale*, 1907, tome II, chap. XII, et tome III, chap. XIII.
- (3) 権上康男, 「フランス植民地帝国主義 (181-1914) ——問題点と若干の回答の試み——」, エコノミア (横浜国立大学), 50号, 1974年.
- (4) アフリカ西海岸植民地 (A.O.E), オボック (ソマリア), マダガスカル直轄植民地 (ディエゴスアレ, ノシベ島, サンマリ島), 東インド, タヒチとその従属地は、当初非同化植民地として分類される。その後マダガスカルは同化された。この後新規侵略・領有したのものも含め、結局第一次大戦前に残った非同化植民地は東インド, 大西洋植民地, ガボンを除くアフリカ植民地であった。
- (5) 以下 Girault, A., 'Le problème colonial; assujettissement, autonomie ou assimilation', *Revue de droit public et de la science politique en France et à l'Étranger*, no. 3, 1894. による。
- (6) なお、仏型「同化」と英型「自得」の用語対比は、植民地統治一般あるいは日本のそれを考える場合、慎重になされなければならないが、ここではジロールの用例を示すに留まる。なお日本の植民地体制の制度的問題については、山本有造, 『日本植民地経済史研究』, 名古屋大学出版会, 1992年, 第I部
- (7) 'Rapport fait au nom de la commission du budget (1) chargée d'examiner: 1° le projet de loi portant création d'un budget spécial pour l'Algérie (no. 1641); 2° la proposition de loi de M. Morinaud et plusieurs de ses collègues sur le même objet (no. 867), par M. Berthelot', *Journal Officiel, chambre des députés, documents*, 1900, annexe no. 1781, 26/juin/1900. なお以下本文中の「」引用は

断らない限り同報告からのものである。

- (8) 当時の国家財政の危機については、とりあえず近稿「第三共和政前期における臨時的予算制度（3・終）」、『人文論究』、60号、1995年8月。
- (9) Bobrieの植民地経費試算によると、70年代に比較して80年代前半は急激な経費膨張を示し、80年代後半に低落した後も、その水準は70年代の最高値を大きく上回っている。Bobrie, F., 'Finances publiques et conquête coloniale : le coût budgétaire de l'expansion française entre 1850 et 1913', *Annale, E. S. C.*, 1976 31(6).
- (10) Girault, *op. cit.* tome II, pp. 239-262.
- (11) 1867年S.-C.によってマルチニク、グアドループ、レユニオン3の植民地については既にこのような考え方は適用されている。その後、1870年代にデクレによってその他ギアナ、セネガル等にも順次適用されていく。Girault, *op. cit.* tome II, pp. 217-221.
- (12) 'Loi portant fixation du budget général des dépenses et des recettes de l'exercice 1900, 14/avril/1900' C. L., 1900, pp. 156-157. なお以下、本文で、史料引用中に () がある場合は、すべて引用者の補足。
- (13) 同経費は、県・市町村が支出・執行義務を有する国家的業務のための経費であって、1871年4月の県組織法、1884年4月5日の市町村法によって、定義づけられる。
- (14) アルジェリアの財政制度については Girault, *op. cit.* tome III, chap. IV. また右の改訂版 Girault, *Principes de colonisation et de législation coloniale : L'Algérie*, (révisée par Milliot), 7^e édition, 1938, chap. V.
- (15) なお、チュニジアのような保護領 *protectorat* の場合、その植民地支配のあり方が国家間契約＝「条約」の外皮をまとっているため、当初よりその予算編成は「自律的」である。ただし言うまでもないことだが、保護領化とは、現地権力の対外主権の剥奪を出発点として各種内政諸権力を「本国」のシステムに次第に従属させていく過程であって、予算もフランス型予算制度の輸入を媒介としてフランスの財政的コントロール下におかれていく（したがってそれは、現地側では「財政改革」として現象する）
- (16) 従ってまた、この時期の植民地問題を、同化か自律かという形でカテゴリー的に判断するよりも、政策領域、植民地の歴史的背景をより具体的に理解した上で、その歴史的概念の絡み合いを考察することが必要であろう。ただし、オーストラリア人口パーツは、「同化」と「自律」が併存している状況について、揶揄を込めて次のように述べる。「1892年の考え方か、1900年の考え方か、どちらかが間違っている。というのも、その二つの含むところは、両立し難いからである。」Roberts, S. H., *The History of French Colonial Policy 1870-1925*, London, 1929 (reprinted 1963), p. 56. 確かに彼の言は、ジロール的な概念調停策の限界を突いているのであって、事実この「同化」と「自律」がはらむ本質的な問題は、この時期から戦間期、戦後にむかっただの通奏底音となっていくことは言うまでもない。初発において「支配」対象の対内主権に対する拘束が相対的に緩い支配形態（保護領化）の登場、あるいは植民地（者）主体による本国からの相対的自律傾向、最終的には原地住民主体による植民地体制それ自体の揚棄へと至る、植民地の「自律」が問題になるからである。
- (17) なおわが国では、この法律について原輝史、『フランス資本主義』、日本経済評論社、1986年、302-303頁に言及がある。
- (18) この年度から、国家一般予算法には、併合予算で分散されている各省庁のアルジェリア関係予算を束ねて、アルジェリア予算表として記載することになった。ただしこれは単なる統計上の操作 *opération de statistique* として、整理の便宜をはかったものにすぎず予算制度的な変更を促すものではない。とはいえ、92年という関税同化政策の確立の時期に、それときびすを返すようにして、アルジェリア予算についての見方に変化が現れている点は、注目に値する。
- (19) 権上康男、『フランス植民地とアジア』、東京大学出版会、1985、197-199頁。